令和　　年寄附分　区市町村民税
都道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

令和　　年　　月　　日 **東京都江東区長** 殿		整理番号	
住　所 ※住民税が課税されている住所をご記入ください		フリガナ	
		氏名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	明 大 昭 平 令　　．　　．

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の２(第314条の７)第２項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第７条第１項（第８項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の１月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第７条第６項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第４号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

１．当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和　　年　　月　　日	円

２．申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である	□

（注）　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1)　特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第１項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2)　特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

②　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である	□

（注）　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の１月１日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が５以下であると見込まれる者をいいます。

オンライン申請をしない方は、以下に添付書類を貼り付けてください

①個人番号確認書類	②本人確認書類
のりしろ ・マイナンバーカード(裏面) (裏面:個人番号のある面) ・マイナンバー通知カード どちらかのコピー のりしろ　のりしろ ※上記をお持ちでない場合は、個人番号が記載された住民票を、コピーして同封してください。 のりしろ	のりしろ ・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証　・パスポート ・身体障害者手帳(カード型推奨) ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(カード型推奨)　・在留カード ・特別永住者証明書 のりしろ　のりしろ 上記いずれかの顔写真付き書類のコピー のりしろ

※この書類は機械で読み取り処理をします。重ならないよう、剥がれないように貼り付けてください。

※このスペースに貼れない書類については、本紙裏面に貼り付けてください。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

書類郵送による申請をされる方へ

ワンストップ特例申請書の記入について

提出期限　寄附翌年の1月10日必着

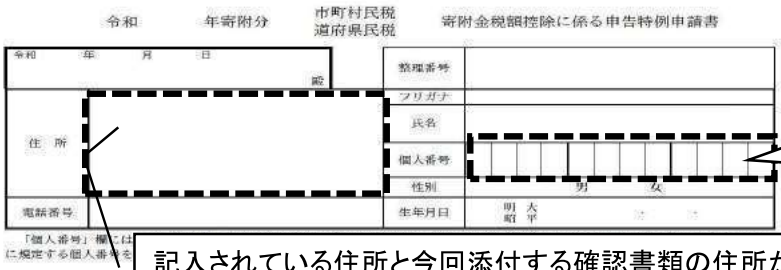
令和　　年寄附分　　市町村民税 道府県民税　　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和　年　月　日　殿

住所

電話番号

整理番号

フリガナ

氏名

個人番号

性別　男　女

生年月日　明 大 昭 平　年　月　日

「個人番号」欄には、に規定する個人番号を

こちらに個人番号（マイナンバー）を誤りなく、ご記入ください。

記入されている住所と今回添付する確認書類の住所が一致しているか確認してください
※ **課税先の住所**　となりますのでご確認ください。
※記載内容で訂正がある場合は、お手数ですが二重線で消したうえで、ご訂正をお願いいたします。

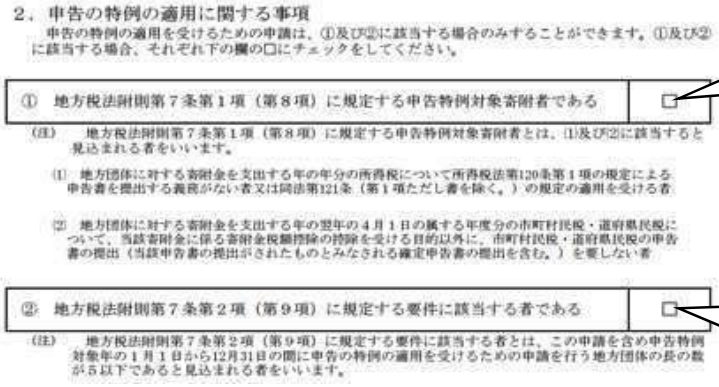
2．申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である　□

（注）　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

① 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第１項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

② 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である　□

（注）　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の１月１日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が５以下であると見込まれる者をいいます。

①は、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外に所得税や住民税の確定申告を行う必要がない場合、☑チェックを入れてください。

②は、寄附する市町村数が、年間で5市町村以下であると見込まれる場合、☑チェックを入れてください。（6市町村以上になると確定申告が必要になります。）

添付書類について

平成28年のマイナンバー法施行により、各種書類の提出が義務づけられました。
番号１～３のいずれかの書類が必要になりますので、申請書とともにご提出ください。
なお、マイナンバー通知カードと住民票に記載されている事項が異なる場合は、マイナンバー通知カードは使用できません。

※個人番号（マイナンバー）の記入ミスや、本人確認書類が添付されていない場合は、ワンストップ特例制度をご利用いただけない場合がございますのでご注意ください。

1	 個人番号（マイナンバー）カードの写し（裏面） 【マイナンバーカードの両面】	 個人番号（マイナンバー）カードの写し（表面）
2	通知カードの写し又は住民票（個人番号付き）の写し 	＋ 次の**顔写真入り身分証明書**のうち**いずれかの写し１点** ・運転免許証 ・運転経歴証明書　※平成24年4月1日以降に発行されたもの ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳　他
3	通知カードの写し又は住民票（個人番号付き）の写し 	＋ 次のうち**いずれかの写し２点** ・印鑑登録証明書　・国民年金手帳　・母子健康手帳 ・地方税、国税、公共料金の領収書 ・納税証明書　・住民票 ・健康保険の被保険者証（健康保険証） ・写真なし身分証明書（資格証明書など）

ワンストップ特例申請書の提出後に、住所・氏名などが変更になった場合は、変更届の提出が必要です。
必要書類をご案内いたしますので必ずご連絡ください。